

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の利用条件) 第87条 1～3（略） 4 EMS郵便物又は取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められない国に宛てる通常郵便物若しくは小包郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。	(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の利用条件) 第87条 1～3（略） 4 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められない国に宛てる郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。 5 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められる国に宛てる郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了後であっても、これらの請求を受理します。
(追跡請求) 第94条 追跡請求は、EMS郵便物について不着、遅延等の問題が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 2 追跡請求は、EMS郵便物の差出人又は受取人が、郵便物の差出日の翌日から起算して <u>6か月以内</u> に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合に、これを取り扱います。	(追跡請求) 第94条 追跡請求は、EMS郵便物について不着、遅延等の問題が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 2 追跡請求は、EMS郵便物の差出人又は受取人が、郵便物の差出日の翌日から起算して <u>当社が別に定める期間内</u> に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合に、これを取り扱います。 (注) 第2項の当社が別に定める期間は、別冊「国際郵便条件表」に掲げる期間とします。
(当社の免責) 第114条 当社は、第110条（当社の責任）に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。 (1) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 (2) 郵便物が、第10条（外国宛て郵便物として差し出すことができないもの）に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合 (3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合 (4) 保険付郵便物について、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 (5) 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して <u>6か月以内に調査請求又は追跡請求を行わなかった場合</u> (6) （略） 2 （略）	(当社の免責) 第114条 当社は、第110条（当社の責任）に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。 (1) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 (2) 郵便物が、第10条（外国宛て郵便物として差し出すことができないもの）に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合 (3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合 (4) 保険付郵便物について、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 (5) 差出人が郵便物（EMS郵便物を除く。）の差出しの日の翌日から起算して <u>6か月以内に調査請求を行わなかった場合又はEMS郵便物について当社が別に定める期間内に追跡請求を行わなかった場合</u> (6) （略） 2 （略） (注) 第1項(5)の当社が別に定める期間は、別冊「国際郵便条件表」に掲げる期間とします。
	附 則（2019年5月17日 2019-日国際第0046号） この改正規定は2019年10月1日から実施します。